

## ◆◆◆ 医療要否意見書の別紙対応について ◆◆◆

生活保護法に基づく医療要否意見書の記載は、福祉事務所より送付した様式に手書きするほか、別紙（Excel）を添付してご提出いただけます。別紙を利用する場合は、以下の実施方法、留意事項を一読の上、適正な利用をお願いいたします。

### 1 実施方法

- (1) 久留米市ホームページに記載された意見書別紙（1. 医療要否意見書（外来・入院）  
2. 精神疾患入院要否意見書 3. 訪問看護要否意見書 4. 給付要否意見書（治療材料・移送））の Excel をダウンロードし、必要事項を記載（入力）する。（別紙を独自で作成されている場合は、そちらを使用していただいても結構です）
- (2) 必要事項を記載（入力）した意見書別紙を印刷し、久留米市福祉事務所から交付された意見書（以下、本紙とする）の裏に貼付し提出する。この際、本紙に“別紙参照”と記載してください。（クリップ止めやホッチキス止めでも構いませんが、できるだけ本紙の裏に貼付していただきますようお願いいたします。）なお、本紙と一対であることを証明するための割印は不要です。
- (3) 独自で作成された意見書の本紙に切り貼りしていただいても構いません。その際は、本紙の右上のバーコード、左下の QR コードに被らないように注意をお願いします。

### 2 留意事項

- (1) 医療要否意見書については、厚生労働省から医療扶助運営要領様式第 13 号等により定められていますので、別紙の項目を削除・改変することはできません。なお、枠の大きさ等を適宜拡大・縮小することは可能です。
- (2) 別紙のみを医療要否意見書として受理することはできません。必ず、久留米市福祉事務所から交付された医療要否意見書（本紙）と併せてご提出ください。
- (3) 従来どおり手書き等で記載することを妨げるものではありません。